

# 第2章 国際部

## 第1節 国際交渉への対応

### 1 世界貿易機関(WTO)

#### (1) WTOの概要

WTOは、前身のガットにおけるウルグアイ・ラウンド(UR)が1993年12月に実質妥結した際に設立に合意され、1995年1月1日にWTO協定が発効し、米国、EC、豪州、カナダ、日本などの主要国の加盟の下、設立された。

WTO協定は、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定(本体)と附属書1～4からなり、農林水産関係では、附属書1に農業協定、食品安全・動植物検疫を規律するSPS協定、林・水産物補助金を規律する補助金・相殺措置協定(以下「補助金協定」)などが含まれる。

#### (2) 各委員会の主な活動

これらの協定に対応してWTOには各委員会が設けられており、当省に関連する委員会としては、農業委員会、SPS委員会、貿易と環境委員会などがある。

##### ア 農業委員会

農業委員会は、農業協定第18条に基づき、加盟各国のUR約束の実施の進捗状況等について検討することとなっており、2018年度は通常会合が3回開催された。この検討は、各国からの実施状況の通報及び事務局が作成する実施に関する各種資料に基づいて行われる。なお、上記の活動とは別に、2018年度においても、2000年から開始されている農業交渉が、農業委員会特別会合において行われた。

##### イ SPS委員会

SPS委員会は、SPS協定第12条に基づき、協定の実施の協議のために開催されることになっており、2018年度は3回開催された。本委員会においては、ア. 貿易上の関心事項についての質疑応答、イ. 技術支援、ウ. 民間規格等に関する議論が行われた。

#### (3) WTO閣僚会議

WTO閣僚会議は、全ての加盟国の代表で構成され、原則として2年に1回会合することとされており、

閣僚宣言及び各委員会からの報告書の採択など、多国間貿易協定に関する全ての事項について決定を行う権限を有している。

2017年12月に開催された第11回閣僚会議(アルゼンチン・ブエノスアイレス)では、電子商取引分野に関する作業計画、漁業補助金に関する作業計画などを決定した。また、日本の主導により、米国、EUを含む70の加盟国とともに、電子商取引などの今日的課題に取り組むべきとの共同声明を発出した。

2020年6月に、第12回閣僚会議(カザフスタン・ヌルスルタン)が開催される予定である。

#### (4) WTO交渉

##### ア 農業交渉

農業交渉はUR合意(農業協定20条)に基づき、2000年3月に開始され、2001年11月のドーハ閣僚宣言により、新ラウンド(ドーハ開発アジェンダ)の一部として、他分野とともに一括して合意されるべきものとして位置付けられた。各国の交渉提案や議論を受けて、モダリティの確立に向けた交渉が行われたものの、中国・インド等の一部の途上国と米国等先進国の対立により、2008年7月の非公式閣僚会合において交渉は決裂した。こうしたことから、2011年の第8回閣僚会議において部分合意を目指すこととされ、精力的な議論が続けられている。2017年12月の第11回閣僚会議では、農業分野に関し、公的備蓄や国内支持(農業補助金)などについて議論されたが、合意に至らず、議論を継続することになった。

2018年末、翌年以降の進め方として、ワーキンググループを立ち上げ、前半は技術的検討を集中的に行うとの方針が決定された。

##### イ 非農産品市場アクセス交渉

非農産品市場アクセス(NAMA)交渉は、2001年11月ドーハ閣僚宣言パラ16に基づき鉱工業品・林水産物の関税及び非関税障壁の削減又は撤廃について交渉が開始された。農業交渉同様、モダリティ合意を目指し議論が続けられたが、交渉は決裂し、2009年以降、非関税障壁(NTB)の削減・撤廃がNAMA交渉会合の中心議題となったものの、具体的な進捗は見られていない。

##### ウ ルール交渉

2001年の第4回閣僚会議(カタル・ドーハ)の閣僚宣言で開始が決定されたルール交渉においては、アンチダンピング協定、補助金協定、地域貿易協定及び漁業補助金に関する規律の明確化・改善を行うこととされている。

2015年、国連において持続可能な開発目標(SDGs)が採択され、2020年までに過剰漁獲能力や過剰漁獲につながる漁業補助金を禁止し、IUU(違法・無報告・無規制)漁業につながる特定の漁業補助金を撤廃し、同様の新たな補助金の導入を抑制する旨が目標の一つとして記載された。これを受け、2016年秋以降議論が活発化した。第11回閣僚会議では、第12回閣僚会議に向けて交渉に建設的に取り組むこと等が決定した。2019年に入ってから、濫獲状態資源や過剰漁獲能力・過剰漁獲の分野において各国から提案が提出されるなど、交渉が本格化している。

## 2 経済連携協定(EPA)・自由貿易協定(FTA)

EPA・FTAについては、グローバルな経済活動のベースとなる経済連携を進めた。日EU・EPA、TPP、東アジア地域包括的経済連携(RCEP)、日中韓FTA等の経済連携について、我が国の農林水産品がこれらの交渉において、慎重に扱うべき事項であることを十分配慮し、重要品目の再生産が引き続き可能となるよう、交渉を行った。2019年3月までに、18のEPA・FTAが発効済・署名済となった。

### (1) シンガポール

2002年11月に協定が発効し、2007年9月に改正議定書が発効した。

### (2) メキシコ

2005年4月に協定が発効し、2012年4月に改正議定書が発効した。

### (3) マレーシア

2006年7月に協定が発効した。

### (4) チ リ

2007年9月に協定が発効した。

### (5) タ イ

2007年11月に協定が発効した。

### (6) ブルネイ

2008年7月に協定が発効した。

### (7) インドネシア

2008年7月に協定が発効した。

### (8) 東南アジア諸国連合(ASEAN)全体

2008年12月に日本、シンガポール、ラオス、ベトナム、ミャンマー、2009年1月にブルネイ、同年2月にマレーシア、同年6月にタイ、同年12月にカンボジア、2010年7月にフィリピン、2018年3月にインドネシアとの間で協定が発効した。

### (9) フィリピン

2008年12月に協定が発効した。

### (10) ス イ ス

2009年9月に協定が発効した。

### (11) ベトナム

2009年10月に協定が発効した。

### (12) イ ン ド

2011年8月に協定が発効した。

### (13) ペ ル ー

2012年3月に協定が発効した。

### (14) 豪 州

2015年1月に協定が発効した。

### (15) モ ン ゴ ル

2016年6月に協定が発効した。

### (16) 環太平洋パートナーシップ(TPP)

TPP交渉は、2006年に発効した環太平洋戦略的経済連携協定(通称「P4協定」)の締約国であるシンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイに加えて、米国、豪州、ペルー、ベトナムの8か国により、2010年3月に開始された。その後、マレーシア、カナダ、メキシコ、日本が交渉に参加し、12か国で協議を行い、2015年10月にTPP協定は大筋合意に至り、2016年2月には署名がなされた。

2016年3月8日にTPP協定承認案及び関連法案が国会へ提出され、同年12月9日にTPP協定は承認され、関連法案は可決・成立した。これを受けて、我が国政府は2017年1月、寄託国であるニュージーランドに国内手続が完了した旨の通報を行い、TPP協定を締結した。

米国政府は、2017年1月、新大統領が署名したTPP離脱に関する大統領覚書に基づき、TPPの締約国となる意図がない旨をTPP署名国に通知した。これを踏まえ、米国を除く11か国でTPPの早期発効に向けた議論が進められ、同年11月には、ベトナムのダナンで開催されたTPP閣僚会合において「環太平洋パ

ートナーシップに関する包括的及び先進的な協定」(TPP11 協定)の大筋合意が確認され、2018年1月に東京で開催された首席交渉官会合で協定文が最終的に確定した。同年3月には、チリのサンティアゴにおいて参加11か国による協定への署名が行われた。2018年10月31日までに、我が国を含む6か国が国内手続を完了し、協定の寄託国であるニュージーランドに対して通報したことから、同年12月30日に発効した。

2019年1月19日に東京で第1回TPP委員会が11カ国の閣僚級で開催され、協定の運用方針や新規加入国・地域に関する方針等が議論された。

#### (17) E U

2011年5月の日EU定期首脳協議において、両首脳は、日本とEUは基本的価値を共有するグローバル・パートナーであり、その協力関係を一層拡大・進化させ絆を深めることが世界の平和と繁栄に寄与していくとの認識で一致した。そして、こうした包括的な関係強化の一環として、日EU・EPAの交渉のプロセスを開始することに合意した。

日EU首脳は、2013年3月の日EU電話首脳会談において、日EU・EPA交渉の立ち上げを決定し、これを受けて同年4月に第1回会合が開催された。

その後の交渉の結果、2017年7月に大枠合意に至り、12月に交渉が妥結した。

日本側は、2018年12月8日に本協定を国会承認した。EU側は、本協定を同年12月12日に欧州議会本会議で可決し、同年12月20日に理事会で承認した。同年12月21日に、日EU双方は本協定発効のための国内手続きを完了した旨を通告。本協定は2019年2月1日に発効した。

#### (18) 韓 国

2003年12月に交渉を開始し、2004年11月に交渉が中断。2010年5月の日韓首脳会談で交渉再開に向けたハイレベルの事前協議を行うことで一致し、2010年9月に第1回局長級協議、2011年5月に第2回局長級協議が開催された。なお、現在(2019年3月時点)は交渉を中断中。

#### (19) 湾岸協力理事会(GCC)

2006年9月に交渉を開始し、2回の会合が行われたが、2010年以降、次回交渉を延期中。

#### (20) カ ナ ダ

2012年11月に交渉を開始し、2019年3月までに7回の会合が行われた。(第7回会合は、2014年11月に開催。)

#### (21) コロンビア

2012年12月に交渉を開始し、2019年3月までに13回の会合が行われた。(第13回会合は、2015年9月に開催。)

#### (22) 日 中 韓

2013年3月に交渉を開始し、2019年3月までに14回の会合が行われた。(第14回会合は、2018年12月に開催。この会合では、日中韓FTA交渉の加速化に合意し、翌年の日中韓FTA交渉の進め方について議論が行われると共に、RCEP交渉の進捗を踏まえ、物品貿易、サービス貿易、投資等幅広い交渉分野について議論が行われた。)

#### (23) 東アジア地域包括的経済連携(RCEP)

2013年5月に交渉を開始し、2019年3月までに15回の閣僚会合、25回の交渉会合が行われた。(第25回交渉会合は、2019年2月に開催。この会合では高級実務者レベルの貿易交渉委員会会合に加え、物品貿易、サービス貿易、投資等の分野で市場アクセス交渉が行われたほか、原産地規則、知的財産、電子商取引等の分野で交渉が行われた。)

#### (24) ト ル コ

2014年12月に交渉を開始し、2019年3月までに13回の会合が行われた。(第13回会合は2019年2月に開催。この会合では、物品貿易、サービス貿易、投資、原産地規則、衛生植物検疫(SPS)、貿易に関する技術的障害(TBT)、知的財産、電子商取引、政府調達、国有企業等の各分野について議論が行われた。)

### 3 米国との貿易協議

2018年4月の日米首脳会談において、両首脳は、双方の利益となるよう、日米間の貿易・投資を更に拡大させ、公正なルールに基づく自由で開かれたインド太平洋地域における経済発展を実現するために、茂木大臣とライトハイザー通商代表との間で「自由で公正かつ相互的な貿易取引のための協議(FFR)」を開始し、日米経済関係を飛躍させるために2017年2月に副総理と副大統領との間で立ち上げられた日米経済対話に報告させることで一致した。

同年8月に第1回、9月に第2回のFFR会合が行われた。

さらに、同年9月26日(米国時間)、日米首脳会談において、日米両国は、日米物品貿易協定について、また、他の重要な分野で早期に結果を生じ得るものについても、交渉を開始することで一致し、日米共

同声明を発出した。両国が交渉を行うに当たっては、日本としては農林水産品について過去の経済連携協定で約束した市場アクセスの譲許内容が最大限であるとの立場が共同声明に明記された。

## 第2節 二国間政策対話等への戦略的な対応

農林水産省では、2014年6月に策定された「グローバル・フードバリューチェーン戦略」に基づき、民間投資と経済協力の連携により、官民連携で途上国等のフードバリューチェーンの構築を推進している。同戦略に基づき、400以上の民間企業・団体や関係省庁等からなる官民協議会で、新興国等のビジネス環境の情報共有やミッション派遣を通じた現地調査を実施している。また併せて、途上国等との二国間対話を実施し相手国に規制緩和などを要請している。

2018年度においては、官民協議会を3回開催したほか、ロシア部会(3回)やアセアン部会を開催し、各国での民間企業の取組事例や投資関連情報の提供等を実施した。

また、ロシア(2018年5月、10月、12月)、ウズベキスタン(2018年6月)、フランス(2018年11月)、オランダ(2019年2月)、カンボジア(2018年11月)、ミャンマー(2019年1月)、ベトナム(2018年4月)、タイ(2019年2月)、アルゼンチン(2019年3月)、中国(2018年8月)、ケニア(2018年7月)の計11カ国と二国間政策対話等を実施した(表1参照)。

表1 平成30年度に実施した主な二国間政策対話等

国・地域名	会議名	年月日	場所
ロシア	第2回日露農業関係次官級対話会合	18. 5. 11	東京
ロシア	第3回日露農業関係次官級対話会合	18. 10. 12	モスクワ
ロシア	第4回日露農業関係次官級対話会合	18. 12. 19	東京
ウズベキスタン	第3回日ウズベキスタン共同作業部会	18. 6. 26	タシケント
フランス	第4回日仏農政ワーキンググループ	18. 11. 27	東京
オランダ	第2回日オランダ農業協力対話	19. 2. 20	ハーグ
カンボジア	第4回日カンボジア二国間フードバリューチェーン対話	18. 11. 21	東京
ミャンマー	第5回日ミャンマー農林水産業・食品協力対話	19. 1. 31	ネーパード
ベトナム	第4回日越農業協力対話	18. 4. 24	東京
タイ	第2回日タイ農業協力対話	19. 2. 8	東京
アルゼンチン	第2回日亜農林水産業・食料産業対話	19. 3. 8	東京
中国	第8回日中農業担当省事務次官級定期対話	18. 8. 30	東京
ケニア	第2回日ケニア農業協力対話	18. 7. 13	ナイロビ

## 第3節 世界の食料安全保障や地球規模の課題等への対応

### 1 国際的な食料安全保障への取組

穀物等の国際価格は2006年秋頃から上昇し、2008年春から夏にかけて米及び小麦は史上最高値を記録した。2008年夏以降、穀物価格は低下基調となったが、2010年6月以降の米国の高温・乾燥の影響から再び上昇に転じ、2012年にとうもろこし及び大豆が史上最高値を記録した。その後は世界的な穀物の豊作や南米での大豆の増産等から、穀物価格は低下傾向で推移した。2017年以降は、米は上昇傾向となったものの、小麦、とうもろこし、大豆は横ばいで推移している。一方、低所得国の経済発展、世界人口の増加、地球規模の気候変動の影響等を背景に、世界の食料需給は今後中長期的にひっ迫することも懸念されており、食料安全保障の確保のため、様々な国際会議の場において、農業・食品分野の持続可能性、食料貿易における需給情報の透明性の確保等についての議論がなされている。

2018年度においては、我が国はG7シャルルボワ・サミット(2018年6月)、G20 ブエノスアイレス・

サミット(2018年11月30日～12月1日)、APEC 首脳会議(2018年11月)、ASEAN+3 農林大臣会合(AMAF+3)(2018年10月)などの国際会議において、世界の農業の多様性を考慮した持続可能な農業生産の増大及び生産性の向上、農業の多面的機能、生産から加工・流通・消費をつなぐフードバリューチェーンの整備の重要性を積極的に主張して議論に貢献するとともに、関係国と連携して世界の食料生産の増大に向けた国際的な取組を積極的に推進した。

### (1) アジア太平洋経済協力(APEC)

世界人口の増加に対応するためには、農業生産を大幅に増大させる必要があるなど、食料問題は世界的な課題となっている。特にアジア太平洋地域は、世界の栄養不足人口の6割が存在し、農産物の主要な生産国、輸出入国が含まれ、食料安全保障の確保は同地域の持続的発展を図っていく上で最重要課題の一つとなっている。

このような中、2018年APEC 議長のパプアニューギニア(PNG)は、8月4～10日を食料安全保障週間と定め、APEC 食料安全保障に関する政策パートナーシップ(PPFS)会合などの各種会合を開催した。

また、我が国は、世界の大多数の農家を占める小規模農家の活躍、市場への参入は世界の農産物の生産性や生産量を増大させるために不可欠となっていることから、小規模農家の抱える課題についての理解促進を図るとともに、これらの課題に対して優良事例の共有等を図るため、「小規模農家の国際市場等への参画促進セミナー」を2018年8月6日にポートモレスビーで開催した。

2018年11月17日～18日にポートモレスビーにて開催されたAPEC 首脳会議では、①デジタル経済がもたらす恩恵を認識すること、②アジア太平洋自由貿易圏(FTAAP)の取組を歓迎し、能力構築等を奨励すること、③中小・小規模企業のビジネス環境の改善及び女性のエンパワーメントの重要性を強調し、更なる取組実施を歓迎すること、④構造改革の重要性を認識すること等を内容とする議長声明が採択された。

### (2) G7<sup>(注)</sup>・G20

2018年6月8日～9日のG7 シャルルボワ・サミット(カナダ)では、国際的貿易体制の重要性や、持続可能な海洋と漁業の促進等について盛り込まれた首脳宣言が採択された。

2018年7月27～28日のG20 ブエノスアイレス農

業大臣会合(アルゼンチン)では、「農業の役割を支える健全な土壌」のテーマの下、世界の食料安全保障及び栄養改善において、G20 諸国が大きな責任を持つことを認識しつつ、健全な土壌、情報通信技術(ICT)、食料の損失・廃棄、農業貿易と投資、薬剤耐性(AMR)等について議論し、閣僚コミュニケが採択された。

2018年11月30日～12月1日のG20 ブエノスアイレス・サミット(アルゼンチン)では、G20 農業大臣会合の成果を支持し、食料安全保障のための農業食料グローバル・バリューチェーンにおける価値付加、生産性、効率性、持続可能性及び品質向上の促進、食料の損失・廃棄の削減の奨励などに触れた首脳宣言が採択された。

注：2014年以降は、ウクライナ問題を受け参加停止となったロシアを除くG7として開催。G20 サミットにはロシアは引き続き参加。

2018年は、カナダが議長国として、G7 シャルルボワ・サミットを開催したが、G7 農業大臣会合は開催されていない。

### (3) ASEAN+3 農林大臣会合(AMAF+3)

ASEAN+3の枠組みでは、首脳会議に加え、各種閣僚級会合も実施されている。2018年10月にベトナムで第18回 ASEAN+3 農林大臣会合(AMAF+3)が開催された。

同会合では、ASEAN+3 緊急米備蓄(APTERR)及び ASEAN 食料安全保障情報システム(AFSIS)の進捗状況、1年間のASEAN+3の枠組みの下での協力実績等につき報告が行われ、承認された。また、2018年以降のAPTERRの運営経費拠出に必要なAPTERR 協定付属書改定のための議定書が合意され、ASEAN+3各国による署名がなされた。

## 2 農林水産分野の国際協力

農林水産省が行う国際協力は、我が国の農林水産行政上取り組む必要性が高い、①途上国におけるフードバリューチェーンの構築支援、②農林水産分野への支援を通じた飢餓・貧困対策、③気候変動や越境性動物疾病等地球的規模の課題への対応を重点分野としている。

これらの国際協力を推進するため、①民間団体の知識や経験を活用した人材育成・技術普及、及び②農林水産分野の国際機関への拠出を通じた協力活動等を実施している。その他に、技術交流や専門家派遣等、農林水産省が有する専門的な知見や人材を活

用した支援を行っている。

### (1) 民間団体等を活用した協力

農林水産省では、民間団体等の知識や経験を活用した人材育成・技術普及を、政府開発援助(ODA)として行っている。

平成30年度においては、以下の事業等(予算額11億204万円)を実施した。

- ア アジア・アフリカの開発途上国におけるフードバリューチェーン構築に携わる現地人材の育成、技術普及
- イ アジア・アフリカの開発途上国における、現地に適応する土地改良技術等の検討、開発
- ウ 森林保全活動に伴う効果・影響を適切に評価・検証するための手法の開発、普及
- エ 地域特性、漁業形態等に応じた資源管理手法や資源管理計画のモデルの作成

### (2) 国際機関を通じた協力

農林水産省は、国連食糧農業機関(FAO)をはじめとする各国際機関を通じた協力を行っている。平成30年度においては、途上国における食産業の担い手育成等ビジネス環境の整備、アジア・アフリカの天水稲作における生産性向上システムの開発等途上国の農林水産業の支援、アジア等における牛疫や鳥インフルエンザ等越境性感染症対策の支援、東南アジア地域における持続的水産業の確立の推進等の事業(予算額19億578万円、うち政府開発援助(ODA)16億4,293万円)を実施した。

#### ア 国連食糧農業機関(FAO)

FAOは、1945年10月に設立された国連の専門機関である(我が国は1951年に加盟)。FAOは、①各国国民の栄養及び生活水準の向上、②食料及び農産物の生産及び流通の改善、③農村・漁村住民の生活水準の改善を通じた世界経済の発展及び人類の飢餓からの解放、に寄与することを目的としている。また、FAOの活動の中心は、世界の食料・農林水産業及び栄養に関する①情報の収集・分析・公表、②政策策定のための中立的な討議の場の提供、③国際条約・規範の策定・執行、④開発途上国を対象とした開発援助である。

我が国は、世界第2位の分担金拠出国としてFAOの活動を支援するとともに、農林水産省の任意拠出金を通じ、FAOと連携した様々な取組を行っている。平成30年度には、食品安全や植物防疫、越境性感染症対策、栄養改善や食品ロス、統計情報整備、フードバリューチェーン構築、森林関連

法制的データベース構築に係る取組等への支援を行うために、計5億1,251万円の拠出を行った。

また、FAOとの戦略的パートナーシップを強化する目的で平成31年1月にローマで第3回日・FAO年次戦略協議を開催し、G20新潟農業大臣会合及び第7回TICAD会合におけるFAOの協力について確認するとともに、FAOにおける日本人職員数の増加に向けて、引き続き取組を継続していくことで一致した。

#### イ 世界食糧計画(WFP)

WFPは、国連唯一の食料支援機関として1961年に発足した。紛争、自然災害等に起因する難民、被災者等に対する緊急食糧支援を行う他、地域の農家から買い上げた農産物を支援物資として利用する「Purchase for Progress」や「学校給食プログラム」など地域社会の自立や人的資源開発を促す活動を行っている。

また、農林水産省は、平成30年度、栄養に関する基礎的な知識向上を図る啓発活動と、小規模農家の収入向上に繋がる生産技術や販売スキルを向上させるための支援を実施する「包括的生産サイクル支援による西アフリカ食料安全保障・栄養改善推進事業」への拠出(予算額4,626万円)を通じ協力を行った。

#### ウ 国際農業研究協議グループ(CGIAR)

CGIARは、開発途上国における食料増産、農林水産業の持続可能な生産性改善により住民の福祉向上を図ることを目的として、世界銀行、FAO、国連開発計画(UNDP)等国際機関、ドナー国、民間財団により、1971年に設立された。現在は、農林水産分野の国際的な研究・技術普及を実施する15の研究センターが構成メンバーとなっている。

農林水産省は、平成30年度、「アフリカにおけるマメ類・イモ類の生産性向上のための研究開発」(拠出先：国際熱帯農業研究所)、「新たな栄養評価法の導入による栄養改善推進事業」(国際生物多様性センター)、「稲作等を通じたアフリカ食料安全保障復興支援・技術実証普及事業」(アフリカ稲センター)、「気候変動適応型灌漑排水施設保全等対策事業(うちIWMI拠出分)」(国際水管理研究所)、「ロシア極東森林火災要因調査共同研究事業」(国際林業研究センター)、「気候変動に対応した天水稲作における生産性向上システムの開発」(国際稲研究所)、「生物的硝化抑制能を利用したコムギ生産における窒素施肥量の削減」(国際とうもろこし・小麦改良センター)、「農業温室効果ガス削減のための栽培管理システム及び作物の

開発) (国際熱帯農業センター) の各事業 (予算額 2 億 166 万円) を通じ協力を行った。

エ 東南アジア諸国連合 (ASEAN)

ASEAN は、域内における経済成長、社会・文化的発展の促進、地域における政治・経済的安定の確保、域内諸問題に関する協力等を目的とし、1967 年に設立された。

農林水産省は、平成 30 年度、フードバリューチェーンの構築に資する人材育成を行う「アジア・アフリカ地域キャパシティ・ビルディング支援事業 (うち ASEAN 拠出分)」、ASEAN 域内主要大学で食品加工・流通等に係る実践的な学習、研究活動を支援する「日・アセアン連携による新産業人材育成支援事業」、国際水準 GAP に関する情報交換・意見交換及びニーズ調査を実施して日本発 GAP 認証の ASEAN 諸国での認知度向上を図る「日・アセアン連携による GAP 認知度向上推進事業」の各事業 (予算額 2 億 4,620 万円) を通じ協力を行った。

オ その他

以上のほか、農林水産省は、東南アジア漁業開発センター (SEAFDEC)、国際獣疫事務局 (OIE)、アプター事務局 (APTERR)、国際協同組合同盟 (ICA)、メコン河委員会 (MRC)、経済協力開発機構 (OECD)、アジア生産性機構 (APO)、中西部太平洋まぐろ類委員会 (WCPFC)、国際熱帯木材機関 (ITTO)、世界銀行 (WB)、国際再生可能エネルギー機関 (IRENA)、東アジア・アセアン経済研究センター (ERIA)、世界蔬菜センター (WorldVeg)、大西洋まぐろ類保存国際委員会 (ICCAT)、植物新品種保護国際同盟 (UPOV)、アジア太平洋地域農業機械試験ネットワーク (ANTAM)、世界保健機関 (WHO)、北太平洋海洋科学機関 (PICES) への拠出を通じ協力を行った。

(3) 二国間の技術交流

ア 日中農業技術交流

1972 年 9 月、日中間の国交が正常化されたことに伴い、1973 年 6 月に研究者、技術者の相互交流、共同研究、技術情報、資料、書籍等の交換を行うことを合意し、同年 9 月から技術考察団の相互訪問が開始された。さらに 1981 年 2 月、日中両国間における農林水産分野の科学技術交流等を一層促進するため、日中農業科学技術交流グループを設置するとともに、原則毎年 1 回東京又は北京において交互に同グループの会議を開催してきた。

2016 年からは農業政策を幅広く議論するために新たに設立された日中農業協力グループ会議の

農業科学技術ワーキングチームとして交流を継続している。2017 年度は 6 月に東京にて第 2 回会議を開催し、2018 年度は 7 月に北京にて第 3 回会議を開催した。

イ 日韓農業技術交流

1968 年 8 月、研究協力、技術者の交流、技術情報の交換等について検討することを目的に、実務者により構成される「日韓農林水産技術協力委員会」を設けることが合意された。この合意に基づき、同年 12 月に東京において第 1 回委員会が開催され、その後毎年 1 回、日韓において交互に開催されている。

2018 年度は名古屋において第 51 回委員会を開催し、「農林水産技術に係る政策課題と両国間の協力」、「営農型太陽光発電事業研究」、「農業用水及び農業生産基盤施設管理の効率化」等について討議した。

ウ 日モンゴル技術的対話

モンゴルの農牧業の課題について情報交換等を行うことを目的に、2006 年 11 月に東京において局長級の第 1 回対話が開催され、その後、日本・モンゴル両国において交互に開催されている。直近では、第 7 回対話が 2017 年 5 月に東京において開催され、「両国における農畜産業の現状と政策」、「農畜産分野における協力」等について討議した。

エ 日ロ農業技術交流

1962 年 2 月、技術情報の収集・交換を目的として、政府の農業技術者等の相互派遣が開始された。

2018 年度は、「抵抗性遺伝資源を用いたジャガイモ重要病害虫防除に関する研究交流」をテーマにして相互に研究者の交流を行った。

(4) その他の農林水産分野の協力

農林水産省は、以下のとおり、外務省や国際協力機構 (JICA) が実施する各種協力活動に対し、当省が有する専門的な知見や人材を活用した専門家・調査団員派遣、研修生受入支援、各種助言等を行っている。

ア 技術協力

開発途上国の農林水産業開発のための技術協力としては、主に、当該分野の開発に必要な技術や知識を伝える専門家派遣、当該分野の開発の中核を担う人材を日本や他国での研修に招く海外研修員受け入れを実施している。また、これらを有機的に組み合わせた技術協力プロジェクト、さらに農林水産業の基盤整備、生産増強、地域開発等の

計画の作成等に関して調査団を派遣しコンサルティング協力を行う開発計画調査型技術協力を実施している。

(ア) 専門家等の海外派遣

平成30年度において農林水産業技術協力のために農林水産省の推薦により海外に派遣された専門家は継続、新規合わせて50件58名であった。地域別にみると、アジア24件28名、中近東2件2名、アフリカ18件22名、中南米4件4名、大洋州・欧州・その他2件2名となっている。

(イ) 海外研修員の受け入れ

平成30年度における農林水産省提案の研修は、15コースあり、海外研修員の受け入れ総数は247名であった。地域別にみると、アジア93名、中近東8名、アフリカ89名、中南米39名、太平洋・欧州18名となっている。

イ 資金協力

農林水産省は、一般無償資金協力(主務省:外務省)及び円借款(主務省:外務省及び財務省)について、技術的観点からのコメントや国内施策との整合性との観点からの助言・提言等を行っている。

(ア) 一般無償資金協力(水産無償含む)

我が国は、開発途上国に返済義務を課さないで、援助対象となる計画の実施に必要な資金を供与する無償資金協力を行っている。平成30年度の無償資金協力の当初予算額は1,605億円であり、このうち、農林水産関係では計9件、総額約92億円を供与した。

(イ) 食糧援助(KR)

本援助は昭和43年度から実施されている無償の食糧援助であり、開発途上国に対し、米、小麦等を購入するための資金供与を行っている。

平成30年度、我が国は26か国及び1地域難民に対し、総額約109億円を供与した。

(ウ) 円借款

円借款は、通常、我が国と借入国政府との間で交換公文を締結し、円建て貸付契約を締結する方式で供与される。

平成30年度の農林水産関連案件は計4件、総額463億円である。

## 第4節 関 税

### 平成31(令和元)年度当省関係品目の改正概要

#### (1) 平成31(令和元)年度関税改正の概要

平成30年10月15日から同年12月11日まで関税・外国為替等審議会関税分科会で審議が行われ、「平成31年度における関税率及び関税制度の改正についての答申」が取りまとめられた。法律改正が必要なものについては、本年2月8日に改正案を通常国会へ提出し、一部改正された関税率法及び関税暫定措置法が平成31年4月1日から施行された。

#### (2) 農林水産省関係品目の関税改正等の概要

ア 暫定税率、農産物に係る特別緊急関税制度等の適用期限の延長等

411品目(TPP11協定発効にあわせて設定された加糖調製品19品目を含む)を対象に平成30年度末まで暫定税率が設けられていたが、これを見直し、牛肉、乳製品及び小麦等の416品目に関しては、適用期限を令和元年度末まで延長することとされた(新たに設定された5品目は経済産業省関係品目)。ウルグアイ・ラウンド合意に基づき関税化された農産物に係る数量基準及び価格基準による特別緊急関税制度、特定物品を対象に、割当数量以内には枠内税率として低い税率が適用される関税割当制度、生鮮等牛肉及び冷凍牛肉に係る関税の緊急措置並びに生きている豚及び豚肉等に係る関税の緊急措置について、平成31(令和元)年度も維持されることとなった。

イ 個別品目の関税率の見直し

(ア) 海藻製品の分類変更への対応

これまで海藻製品は第2106.90号(その他の調製食料品)に分類されていたところ、平成28年10月のHS委員会において、焼きのり及び味付けのりが第2008.99号に分類決定され、平成30年1月に正式に承認されたことから、国内において海藻製品を第2008.99号に分類変更するに当たり、国内産業を保護する観点から従前の税率が維持されるように、税率の移替えが行われた。

(イ) 乳幼児用調製液状乳製造用ホエイの関税割当対象追加

熊本地震発生時に海外から被災地に調製液状乳が寄贈されたこと等を契機として、災害時に水がなくても授乳でき、外出時・夜間に簡便に授乳できる調製液状乳に対するニーズが高まったことから、厚生労働省は、国内での液状調製乳の製造・流通を可能とするため、平成30年8月に「乳及び乳製品の成分規格等に関する省令」を改正し「調製液状乳」の規格基準等を

設定した。これを受け、原料となるホエイについて、乳幼児用調製粉乳と同様に低関税で輸入できるようにするため、ホエイの関税割当ての対象に「乳幼児用調製液状乳製造用」を追加した。

### (3) 関税割当制度に関する政令の改正

ウルグアイ・ラウンド合意において、国際的に約束した関税化品目に係るアクセス数量の確保が基本的に関税割当制度(注)により行われることとなったことなどから、本制度の対象品目は、平成7年度改正において全体で21品目(うち農産品は18品目)に拡大された。その後、平成15年度改正において酒類用原料アルコール製造用アルコールが、平成27年度改正においてアルコール製造用糖みつが本制度の適用対象外とされ、全体で19品目(うち農産品は17品目)となった。

平成31年度改正においては、農林水産省所管の対象品目に変更はなく、各品目の関税割当数量が定められた。

注：関税割当制度とは、一定の輸入数量の枠内に限り、無税又は低税率(1次税率)を適用して、需要者に安価な輸入品の供給を確保する一方、この一定の輸入数量の枠を超える輸入分については、高税率(2次税率)を適用することによって国内生産者の保護を図る制度で、この1次税率の適用を受ける数量(関税割当数量)は、原則として、国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定めることとされている。

## 第5節 その他国際案件

### 1 外国政府要人との会談等

外国政府等の要人等に対して我が国の農林水産政策の説明等を行った。特に、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う日本産食品に対する輸入規制が残っている国に対しては規制の緩和・撤廃を要請した。また、外国在京大使館及び我が国在外大使館等を通じ、外国政府との連絡調整及び相互理解の促進に努めた。

### 2 海外農業情報等の収集・発信

諸外国の農業、農林水産物貿易、農業政策及び我

が国における農林水産物の輸出入の状況等について、情報収集、調査分析を行い、最新の情報を農林水産省のホームページに掲載するなど国民に情報提供を行った。

## 3 経済協力開発機構(OECD)

OECDは、マーシャルプランの受入体制として1948年に発足したOEEC(欧州経済協力機構)が、その後、米国・カナダと欧州諸国との繋がりが緊密化する中で改組され、1961年に設立された。我が国は1964年に加盟した。2019年3月現在36か国が加盟している。

### (1) 閣僚理事会

第57回閣僚理事会は、2018年5月30日及び31日にパリのOECD本部で開催され、「より責任ある、効果的で、包摂的な成果を得るための多国間主義のテコ入れ」というテーマの下、グローバル化・デジタル化による経済・社会面の変動に、多国間主義がいかに対処・貢献できるかが議論され、成果文書として議長声明が発出された。

### (2) 農業委員会

1987年の閣僚理事会コミュニケにおいて提唱された農業改革の諸原則に照らして、前年に引き続きPSE(生産者支持推定量)等を利用しつつ各国の農業改革の進展状況を分析した2018年版「OECD農業政策：モニタリングと評価」が作成された。また、農産物の需給及び貿易の動向等を分析した2018年版「OECD農業アウトLOOK」が作成された。

「農業と環境」については、農業委員会と環境政策委員会の合同作業部会において、農業政策の環境への影響評価、グリーン成長と農業、農業の気候変動への適応、持続可能性のためのデジタル機会等に関する作業が行われた。

「農業と貿易」については、農業委員会と貿易委員会との合同作業部会において、農業貿易に関する様々な側面からの分析及び農産物貿易に関する議論が行われた。

## 4 国際商品協定

### (1) 国際穀物協定

国際穀物協定は、穀物貿易に関する情報交換等及び開発途上国に対する食料援助を実施することを目的とした協定で、「穀物貿易規約」及び「食料援助

規約」で構成されている。2019年3月現在、輸出国9カ国、輸入国18カ国の計27カ国及び欧州連合が加盟している。

## (2) 国際熱帯木材協定

「1983年の国際熱帯木材協定」は、熱帯産木材の国際貿易の拡大及び価格の安定を図り、もって熱帯木材生産国の輸出収入の安定と消費国への供給の安定を確保することを目的として、1985年4月に発効した。我が国は熱帯産木材の主要な輸入国であるとともに、我が国の豊富な市場情報と高度な林業技術が協定の目的達成に貢献できるとの考えから、国際熱帯木材機関(ITT0)本部を横浜市に誘致した。

現在は、2011年12月に発効し、目的に新たに違法伐採対策の重要性を盛り込み、また気候変動対策や違法伐採対策などの課題ごとにプロジェクトを実施するテーマ別プログラムの実施等が明記された「2006年の国際熱帯木材協定」の下で活動が行われている。2019年4月現在、生産国36カ国、消費国37カ国の計73カ国及び欧州連合が加盟している。

## 5 日中韓農業大臣会合

第1回会合を2012年4月に韓国で、第2回を2015年9月に日本で、第3回を2018年11月に中国で開催した。第3回会合では、農村の活性化、環境保全型農業、食料安全保障、動植物疾病管理、地域農業協力などについて意見が交わされ、その成果としての共同声明を採択した。同時に、農村活性化における農業協力に関する覚書を交わした。